

令和8年度

名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業員のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに関係するものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる試験及び研修(対象経費)

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業員は、助成対象事業所の職員であり、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、管理栄養士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修※1（第1号・第2号・第3号）、相談支援従事者初任者研修。

○受講時に必須となるテキスト代は対象となりますが、受験対策講座費や参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※1 **障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所については本市の対象となります。**なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県高齢福祉課 052-956-6814）の対象です。

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



| サービス種別 | 助成限度額 |
|--|-----------|
| 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援。 児童発達支援（医療型、居宅訪問型を含む）、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設、障害児相談支援 | 100,000 円 |
| 地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護 | 150,000 円 |
| 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 | 200,000 円 |

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業開始日（試験の場合は試験日。研修の場合は研修初日。自宅学習から始まる研修の場合は教材到着予定日。）の10日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに10日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 令和9年3月31日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料及び受講料(税込)、受講時に必須となるテキスト代(税込)です。
 - ・受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
 - ・割引やキャッシュバックがある場合は、それらを差し引いた金額が対象経費となります。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、
 NAGOYAかいごネット
 (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) をご覧ください。



4 申請書提出先・問い合わせ先

| サービス種別 | 申請書提出先 問い合わせ先 |
|---|---|
| 訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 健康福祉局介護保険課 電話：972-2537 |
| 居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。）計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558 |
| 児童発達支援（医療型、居宅訪問型を含む）、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設、障害児相談支援 | 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 子ども青少年局子ども福祉課 電話：972-2520 |

オンライン申請の受付を開始しました。

以下のURLから申請を受け付けております。

当初申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-tousho-R8>

変更申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-henkou-R8>

中止申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-chuushi-R8>

完了報告・請求

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya/smart-apply/apply-procedure-alias/fukushijinzhai-kanryo-seikyu-R8>

将大学金返済支援事業

対象者（主な要件）

- ・名古屋市内の事業所等（詳細は裏面参照）に常勤の介護職員や介護支援専門員（主任含む）、相談支援専門員（主任含む）、看護職員として雇用されている
- ・申請日及び申請年度の末日に市内事業所等に在籍している
- ・自ら奨学金を返済している
- ・過去にこの支援事業を利用していない

助成額（上限）

年額15万

上の要件を満たす

年額22.5万

かつ継続3年以上在籍する実務者研修修了者
または看護職・相談職有資格者

年額30万

かつ継続4年以上在籍する介護福祉士・看護職・相談職有資格者

キャリアアップに伴い、助成額が上がります。

助成期間（上限）

5年間（助成開始より連続する60か月）

対象となる奨学金

裏面のとおり

ミライを、つかもう。



事業の詳細については、NAGOYA かいごネット(<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>)にアクセスし「奨学金」でサイト内検索するか、右の二次元バーコードを読み取ってください。



【高齢者施設】

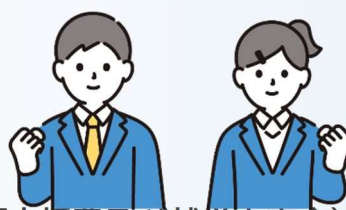
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、通所介護、ミニデイ型通所サービス、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援、介護予防支援、訪問看護

【障害者(児)施設】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、共同生活援助、計画相談支援、移動支援、精神障害者地域活動支援、デイサービス型地域活動支援、作業所型地域活動支援、福祉ホーム、日中一時支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

対象となる奨学金

- ・日本学生支援機構奨学金(第一種及び第二種)
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・生活福祉資金貸付制度における教育支援資金(教育支援費及び就学支度金)
- ・母子父子福祉資金(修学資金及び就学支度資金)
- ・地方公共団体の実施する奨学・育英資金



参考：モデルケース（新卒職員を想定）

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 助成額 (上限) | |
|-----------|-------|----|----|----|---------|----|---------|-------|-----|----|----|----|-----------------|--------|
| 就職 1年目 | 就職 | | | | 奨学金返済開始 | | 補助1年目 | | | | | | 7.5万円 (6ヶ月分) | |
| 就職 2年目 | 補助1年目 | | | | | | 補助2年目 | | | | | | 15万円 | |
| 就職 3年目 | 補助2年目 | | | | | | 初任者研修修了 | 補助3年目 | | | | | | 15万円 |
| 就職 4年目 | 補助3年目 | | | | | | | 補助4年目 | | | | | | 22.5万円 |
| 就職 5年目 | 補助4年目 | | | | | | | 補助5年目 | | | | | | 30万円 |
| 就職 6年目 | 補助5年目 | | | | | | | | | | | | 15万円 (6ヶ月分) | |

外国人介護人材等の導入をサポート！

名古屋市 補助金制度のご案内

「人が足りない」「どうやって受け入れたらいいのかわからない」

そんな介護現場の声に応えるため、名古屋市では外国人介護人材の導入をサポートする

補助金制度を実施しています

採用時に必要な紹介料や渡航費・居住費などの費用負担を軽減し、スムーズな受け入れを応援します！



以下の外国人介護人材・障害福祉人材を初めて雇用する、

市内の介護サービス事業所等・障害福祉サービス事業所等・障害児通所サービス事業所等 ※相談系サービス等を除く

・技能実習生 ・在留資格「特定技能」 ・EPAに基づく外国人介護福祉士候補者

対象経費

事業所が初めて雇用する1名の雇用にかかる経費

- ・ 監理団体への入会金、会費
- ・ 紹介費、手数料
- ・ 渡航費
- ・ 健康診断費
- ・ 監理費、支援委託費
- ・ ビザ申請費用
- ・ 居住費
- など

※交付決定後に支払った費用に限ります。

補助額

要した経費の4分の3

上限 **55** 万円

補助対象期間

初年度交付決定より1年間

※年度をまたぐ場合、2年度目の補助上限は55万円から初年度補助額を除いた額

申請先

介護サービス事業所
健康福祉局介護保険課

TEL : 052-972-2537 FAX : 052-972-4147



障害福祉サービス事業所
健康福祉局障害者支援課

TEL : 052-972-2558 FAX : 052-972-4149

障害児通所サービス事業所
子ども青少年局子ども福祉課

TEL : 052-972-3187 FAX : 052-972-4440



注意事項

- ・ 初めての雇用であるかは事業所単位で判断しますので
同一法人内の別事業所で外国人材を導入済みであっても差し支えありません。
- ・ 当該事業所で従事させるために、申請年度内に外国人材を新たに雇用した事業所が対象となります。
申請年度中に雇用契約を結んでいない場合や、同一法人内の別事業所からの異動により従事させた場合は対象となりません。
- ・ 交付決定後1年間の間に支出した経費が対象となります。
年度をまたぐ場合は年度ごとに実績報告及び請求をしていただき、年度ごとに支給します。
- ・ 交付決定前に支出した経費は対象となりません。
- ・ 県による補助事業等、他の制度による助成等を受けた経費は対象となりません。
- ・ それぞれの外国人介護人材・障害福祉人材を受入可能なサービス種別であるか事前にご確認ください。
- ・ 同一時期に複数の事業所において受入を行う場合には、申請書は同一法人内でまとめて、
申請書別紙「外国人介護人材等導入計画書」は事業所ごとに作成してください。

令和 8 年度外国人技能実習生(介護職種)受入支援事業

外国人技能実習生の受入を行った事業所の負担する「入国後講習」に係る費用（講習費、宿泊費、光熱水費など）の4分の3を、1人あたり最大12万円まで補助します。

<補助対象事業所>

- 外国人技能実習生の受入を行う老人福祉法・介護保険法関係の事業所
(窓口：健康福祉局介護保険課 052-972-2537)
- 障害者総合支援法関係の事業所
(窓口：健康福祉局障害者支援課 052-972-2558)
- 児童福祉法関係事業所等
(窓口：子ども青少年局子ども福祉課 052-972-3187)

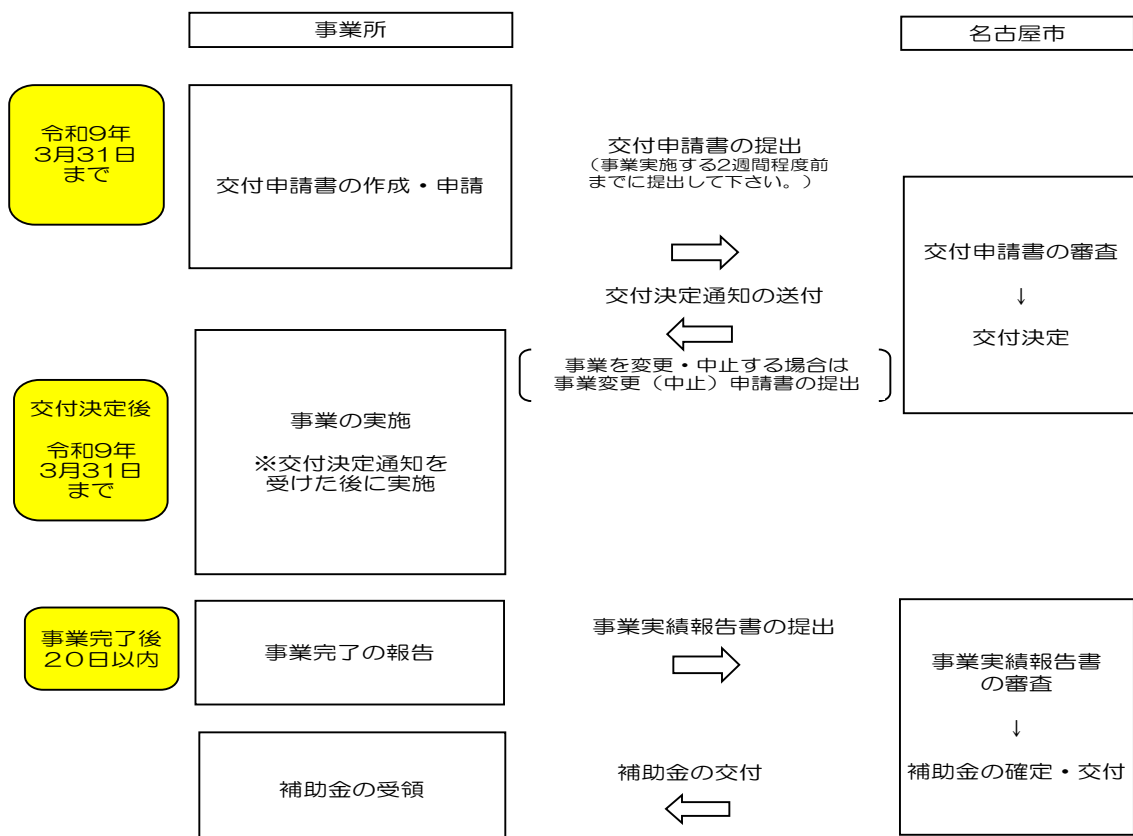
<補助金額>

「入国後講習」に係る費用（講習費、宿泊費、光熱水費・健康診断費等）など対象経費に4分の3を掛けた金額（1人あたり最大12万円まで）を補助します。

※1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額とします。

※食費は補助金額には含みませんのでご注意ください。

<補助金交付の流れ>



<留意事項>

- 対象事業開始前までに交付申請書を提出してください。(交付申請を受理してから交付を決定するまで2週間程度かかります。交付決定後に行った事業が助成の対象ですので早めの提出をお願いします。)
- 交付申請書類に口座振替登録番号の記載をお願いします。
- 令和8年4月1日以降に事業を開始し、令和9年3月31日までに事業を完了、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- なお、補助金の受け取りには入国後講習の支払いを証明する書類および入国後講習の修了を証明する書類が必要となります。紛失には十分ご注意ください。
- 申請書は事業所ごとに作成してください。

<申請書類等>

NAGOYAかいごネット (<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) に掲載してあります。「技能実習生」でサイト内検索するか、右の二次元バーコードを読み取ってください。



<申請書提出先・お問い合わせ先>

〒460 - 8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

下記に記載する担当部署へご提出ください。

- 外国人技能実習生の受入を行う老人福祉法・介護保険法関係の事業所
健康福祉局高齢福祉部介護保険課推進担当 (TEL: 052-972-253)
- 障害者総合支援法関係の事業所
健康福祉局障害福祉部障害者支援課推進担当 (TEL: 052-972-2558)
- 児童福祉法関係事業所等
子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課 (TEL: 052-972-3187)

職員研修・セミナーのご案内

本市では、障害福祉サービス事業所等に所属する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営のための知識や専門的技術等を習得することにより職員の能力の向上を促すため、以下の研修・セミナーを実施しています。

研修の受託法人または名古屋市より各事業所へ開催案内を配布しますので、ぜひご活用ください。

高齢・障害福祉職員研修

| | |
|------|--|
| 研修内容 | 障害福祉関係業務に従事するにあたり、必要な知識・技術を習得するための研修 |
| 対象者 | 全事業所職員 |
| 案内時期 | 未定（令和7年度は5月・7月・10月に実施） |
| 実施時期 | 未定（令和7年度は7月～2月に実施 研修内容については令和7年度実施計画を参照） |

ホームヘルパー現任研修

| | |
|------|---|
| 研修内容 | <p>テーマ：障害の基礎、障害児・重心障害、精神障害の3テーマ 講習：障害者に関する行政施策、障害者に関する基礎知識、グループワーク等 実習：身体・知的・精神障害者関係施設での実習 受講料：10,000円（テキスト代等実費負担含む） （令和7年度は実習なし、受講料7,000円）</p> |
| 対象者 | 介護職員初任者研修等の修了者、ホームヘルパー1・2級の資格所持者等 |
| 案内時期 | 未定（令和7年度は7月・8月・9月に実施） |
| 実施時期 | 未定（令和7年度9月・10月・11月に実施） |

名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（名障連）との共催による研修

| | |
|------|--|
| 研修内容 | 施設職員として必要な知識・技術を習得するための研修 |
| 対象者 | 名障連加入施設職員（公開研修あり） |
| 案内時期 | <p>名障連加入施設にのみ通知 ※公開研修についてはウェルネットなごやにて案内</p> |
| 実施時期 | 未定（令和7年度は6月～3月） |

介護保険・障害福祉サービス事業所経営セミナー

| | |
|------|--------------------------------------|
| 内容 | これからの介護・障害福祉人材の確保、育成のあり方と事業協同組合の活用方法 |
| 対象者 | 名古屋市内の事業所等を運営する法人の代表者 |
| 案内時期 | 未定（令和7年度は9月、12月に実施） |
| 実施時期 | 未定（令和7年度は12月、2月に計2回同一内容実施） |

令和7年度 名古屋市高齢・障害福祉職員研修事業 年間実施計画 (R7.12.5現在)

| 研修体系区分 | 研修名 | 日時・場所 | 定員 | 対象 | 研修のねらい | 講師 |
|---|--|---|---|---|---|---|
| 新規採用者職員研修 | 新任職員基礎研修(高齢) | 令和7年7月8日(火) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 50 | 採用後概ね1年未満の職員 | 福祉従事者として必須である人権について学ぶとともに、受講者同士の協力を共有すること、新任職員の役割を理解し将来像を描くことで、職員として成長するための取り組み姿勢を学ぶ。また、先輩職員や受講者同士が日々の業務を行う上でのアドバイスや協力を共有する機会とする。 | 社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 成年後見あんしんセンター 職員 社会福祉法人 なごや福祉施設協会 職員の皆様 |
| | 新任職員基礎研修(障害) | 令和7年7月28日(月) 10:00~16:00 imy会議室 | 100 | 採用後概ね1年未満の職員 | 社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会 成年後見あんしんセンター 職員 社会福祉法人 名古屋フットハウス 職員の皆様 | |
| | 対人援助技術研修 | 【1回目】令和7年8月7日(木) 10:00~16:40 名古屋市総合社会福祉会館 | 各回100 | 採用後概ね1年未満の職員 | 対人援助職として経験の浅い方を対象とし、よりよい対人援助を実施するための基本的な知識・技術・態度を学ぶ。特に、支援が必要な人とのなりを理解し、寄り添う「伴走型支援」のあり方を中心に、アセスメントや多職種連携の基本的な考え方について学ぶ機会とする。 ※第1回目の研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。 | 社会福祉法人 半田市社会福祉協議会 前山 憲一 氏 |
| | | 【2回目】令和7年11月20日(木) 10:00~16:00 imy会議室 | | | | |
| | 社会人としてのマナー研修 | 令和7年7月7日(月) 10:00~16:00 オンライン研修 | 100 | 採用後概ね1年未満の職員 | 業務に求められる心構えを理解し、福祉職員に求められる接遇スキルとコミュニケーションの基本を身につける。また、ご利用者対応やご家族との関わり方、クレーム対応の基本を理解し、他職種との連携を意識することで、自信を持って現場に立つことを目指す。 | 株式会社 日本マネジメント協会 西田 かおり 氏 |
| | 福祉専門職としての接遇研修 | 令和7年7月10日(木) 10:00~16:00 名古屋市医師会館 | 100 | 採用後概ね1年未満の職員 | 接遇と接客との違いをはじめ、福祉専門職として必要な視点(プロとしての気づき)や接遇のポイントを学びながら日頃のケアを振り返る機会とする。介護現場において想定される接遇上の問題点を考察し、不安や疑問の解消を図り、利用者にとって心地よいケアの提供を目指す。 | よりそっと 代表 山本 正子 氏 |
| | 介護記録研修 | 【1回目】令和7年7月25日(金) 10:00~16:00 オンライン研修 | 各回80 | 採用後概ね1年未満の職員 | 介護記録の意義や目的、重要性とサービス提供との関係性、活用方法について学び、演習では例題をもとに実際に介護記録を書き、介護職員として留意すべき記録の書き方、他者が読みやすい記録の書き方を学ぶことで、正確でわかりやすい情報の記録・共有ができるよう目指す。 | 名古屋柳城短期大学 教授 介護福祉士 大崎 千秋 氏 |
| | | 【2回目】令和7年10月8日(水) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | | | | |
| | スーパービジョン研修 | 【1回目】令和7年11月28日(金) 10:00~16:30 名古屋市総合社会福祉会館 | 各回100 | 概ね経験年数3~5年の職員 | 中堅職員が指導法のひとつであるスーパービジョンの理論、指導者であるスーパーバイザーと指導される者であるスーパーバイジーそれぞれの役割、実践法について学ぶことで、職場全体の対人援助職としての専門性を向上させ、利用者の処遇向上を目指す。 | ソーシャルワーカーサポートセンター名古屋(SSN) 代表 浅野 正嗣 氏 |
| | | 【2回目】令和8年1月16日(金) 10:00~16:30 名古屋市中小企業振興会館(吹上ホール) | | | | |
| タイムマネジメント研修 | 令和7年12月23日(火) 10:00~16:40 名古屋市総合社会福祉会館 | 100 | 概ね経験年数3~5年の職員 | 効率的な時間の使い方や学ぶことで、利用者へのサービスの質を維持したまま、職員の負担の軽減や労働生産性の向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。 | 株式会社 日本マネジメント協会 福島 清誠 氏 | |
| ファンリテーション研修 | 令和7年9月17日(水) 10:00~16:40 名古屋市総合社会福祉会館 | 80 | 概ね経験年数3~5年の職員 | ファシリテーターとしての役割やスキルを体験的に学ぶことで、会議の活性化かつ効率的な進捗が実現できるよう目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。 | 株式会社 日本マネジメント協会 田中 宏幸 氏 | |
| 人権・倫理研修(中堅職員向け) | 令和7年11月5日(水) 10:00~16:00 オンライン研修 | 80 | 概ね経験年数3~5年の職員 | 福祉従事者として身に付けておくべき人権や職業倫理について学び、職場での教育に取り入れてもらうとともに、他所属・他職種の受講者同士で日々の業務を行う上でのアドバイスや協力を共有する機会とする。 | 株式会社 イコール 代表取締役 小林 知久 氏 | |
| ハラスメント防止研修 | 令和8年2月17日(火) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 100 | 概ね経験年数3~5年の職員 | 福祉従事者として身に付けておくべき人権や職業倫理について学び、日々の業務を行う上で起こりうるカスタマー・ハラスメント等について他所属・他職種の受講者同士でのアドバイスや協力を共有する機会とする。 | 株式会社 日本マネジメント協会 中村 英泰 氏 | |
| 高齢・障害福祉職員向け共通研修 | 人材定着研修 | 令和7年12月11日(木) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 50 | 管理者・人事労務事務担当者 | 職場でのコミュニケーションの質を高め、協力的で信頼関係のある環境を作り出すためには、「伝える・伝わる・わかりあう」が重要である。正確に意図を伝え、相手の意見や気持ちを理解することで、より良い職場環境を自ら築いていくことを本研修の狙いとする。 | 株式会社 グッド・チーム 代表取締役 豊岡 敬子 氏 |
| | 労務管理研修 | 令和7年11月12日(水) 10:00~16:00 オンライン研修 | 100 | 管理者・人事労務事務担当者 | 福祉施設の職場・職員に関する労務管理や法律制度の基礎知識、さらに具体的な事例を元にしたケーススタディから労務管理に必要な書類作成を行い、職員が働きやすい良好な職場環境を整える方策について考える機会とする。 | 一般社団法人 名北労働基準協会 愛知労務管理コンサルティング 特定社会保険労務士 加藤 豊 氏 |
| | メンタルヘルス研修 | 令和8年1月20日(火) 10:00~16:00 名古屋市医師会館 | 80 | 管理者・人事労務事務担当者 | うつ病等の精神障害に関する労働災害、職場のハラスメント対策等の、管理職に必要な法的知識について事例を用いながら学ぶ。また、職場での対応や就業規則などの仕組みづくりを通して、職場のリスク管理と働きやすい職場環境の実現に向けた学びを深める。 | オフィス・イデア 特定社会保険労務士 上柳 聡美 氏 |
| | 人材育成研修 | 【1回目】令和7年8月5日(火) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 80 | 管理者・人事労務事務担当者 | 人材育成の基礎知識や職場内のチームリーダーの育成について学び、それぞれの施設・事業所にあったキャリアパスの構築方法や活用方法等、福祉の職場で主導して取り組める人材育成方法を通して事業所内でのメンバースhipやチームアプローチの向上を目指す。 | 高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 教授 永田 理香 氏 |
| | 【2回目】令和7年11月21日(金) 10:00~16:00 オンライン研修 | | | | | |
| | 人権・倫理研修(管理者向け) | 令和8年1月27日(火) 10:00~16:00 オンライン研修 | 80 | 管理者・人事労務事務担当者 | 管理者として身に付けておくべき人権や職業倫理について学び、職場での教育に取り入れてもらうとともに、他所属・他職種の受講者同士で日々の業務を行う上でのアドバイスや協力を共有する機会とする。 | 株式会社 イコール 代表取締役 小林 知久 氏 |
| | 社会福祉法人会計事務員研修 | 会計基礎研修Ⅰ | 【Aコース】令和7年7月15日(火) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | A 70 | 【Aコース】 会計事務担当者 | ・Aコースは、簿記会計の役割とその基本的知識・重要性、貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書の関係・作り方の基礎を学ぶ。 ・Bコースは、決算書の見方を具体的に学ぶとともに、自法人の決算書からポイントとなる指標を把握し、評価する。事業計画を立てる際の基本的な考え方であるマネジメントサイクルを理解し、計画策定方法・実施のプロセスを学ぶ。また施設の維持管理の計画立案の方法を確認する。 |
| 【Bコース】令和7年7月23日(水) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | | | B 40 | 【Bコース】 経営者・管理者 | | |
| 会計基礎研修Ⅱ | | 【Aコース】令和7年10月14日(火) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | A 70 | 【Aコース】 会計事務担当者 | ・Aコースは、社会福祉法人特有の会計処理、月次処理等の基礎を学ぶとともに財務諸表の見方・経営改善のポイントを把握する。 ・Bコースは、業務を客観的に分析・再評価し、生産性向上についてのイメージ作りを行う。経営戦略に基づく事業運営を行うための基礎を学ぶ。 | Aコース:税理士法人 田中・吉野会計 税理士 吉野 仁 氏 |
| | | 【Bコース】令和7年10月17日(金) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | B 40 | 【Bコース】 経営者・管理者 | | Bコース:税理士法人 田中・吉野会計 税理士 吉野 健子 氏 |
| 予算・決算対策研修 | | 【Aコース】令和7年11月11日(火) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | A 70 | 【Aコース】 会計事務担当者 | ・Aコースは、社会福祉法人会計基準に則った決算処理や予算作成のポイント及び作成の実務について学ぶ。 ・Bコースは、社会福祉法人の予算・決算と事業計画について学ぶ。法人が合併する場合の手続きの流れを理解する。 | |
| | | 【Bコース】令和7年11月13日(木) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | B 40 | 【Bコース】 経営者・管理者 | | |

| 研修体系区分 | 研修名 | 日時・場所 | 定員 | 対象 | 研修のねらい | 講師 |
|-----------------|--|---|--------------|---|---|--|
| 高齢・障害福祉職員向け共通研修 | 権利擁護研修 | 【1回目】令和7年7月30日(水) 10:00~16:30 オンライン研修 | 各100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 権利擁護支援や障害者差別・虐待についての基礎知識とその関係機関の役割について学ぶとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の判断能力が低下した方や身寄りがない方の権利を守り、生活を支える制度や事業について理解を深める。 | 社会福祉法人 名古屋社会福祉協議会 権利擁護推進部 職員 |
| | | 【2回目】令和8年2月13日(金) 10:00~16:30 オンライン研修 | | | | |
| | 介護技術向上研修(高齢事業所向け) | 令和7年10月1日(水) 10:00~16:00 あいち福祉医療専門学校 | 30 | 高齢関係事業所に勤務する職員 | 利用者の自然な動きを理解し、それに応じた介護技術ができるよう利用者・介護者双方に負担のない介護技術のありかたを学ぶ。 | 名古屋柳城短期大学 教授 介護福祉士 大崎 千秋 氏 |
| | 介護技術向上研修(障害事業所向け) | 令和7年10月2日(木) 10:00~16:00 あいち福祉医療専門学校 | 30 | 障害関係事業所に勤務する職員 | 利用者の生活のあらゆる場面で必要とされる体位変換と移動・移乗の技術について知り、利用者の自然な動きを理解することで、利用者・介護者双方に負担のない介護技術のありかたを学ぶ。 | 名古屋柳城短期大学 教授 介護福祉士 大崎 千秋 氏 |
| | 感染症対策研修 | 【1回目】令和7年7月18日(金) 10:00~16:00 オンライン研修 | 各100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)、インフルエンザ、食中毒、ノロウイルスといった健康被害を及ぼす感染症に対して、高齢・障害福祉事業所に適した感染予防と発症時の迅速な対応について学習する。加えて、感染予防として、日常業務で使用している消毒薬に焦点をおき、適切な使用方法と管理についても学ぶ。 ※第2回目の研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。 | 浜松医科大学 医学部 看護学科 教授 脇坂 浩 氏 |
| | | 【2回目】令和7年11月7日(金) 10:00~16:40 オンライン研修 | | | | |
| | ICT活用による業務効率化研修(導入) | 令和7年10月10日(金) 10:00~16:40 オンライン研修 | 100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 福祉の職場でのICTを活用した業務効率化方法や事例等を学び、業務負担の軽減とともに働き方改革の実現を目指す。 また、ICTに不慣れな介護職員に対応するために、事前準備・指導体制・運用方法などの実例により、ICT導入の入口でつまづきを解消・防止することを目的とする。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。 | 株式会社 イコール 代表取締役 小林 知久 氏 |
| | 認知症の理解と支援について学ぶ研修 | 令和7年10月31日(金) 10:00~16:00 imy会議室 | 100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 認知症に関する基礎的な知識を深めるとともに、認知症のある方の視点に立った支援のあり方を学ぶ。 また、中核症状や行動・心理症状(BPSD)を正しく理解し、日々の実践において「その人らしさ」を尊重した関わり方や支援の工夫を考えることを目的とする。 | 特別養護老人ホーム フアワー園 施設ゼネラルマネジャー・名古屋認知症介護指導者 上本 純也 氏 和みの家デイサービス 管理者・名古屋認知症介護指導者 小島 万子 氏 居宅介護支援事業所 ケアマックス徳原 介護支援専門員・名古屋認知症介護指導者 野田 純子 氏 |
| | 身体拘束につながるない支援を学ぶ研修 | 【障害】令和8年2月3日(火) 10:00~16:40 オンライン研修 | 100 | 障害関係事業所に勤務する職員 | 今一度障害者虐待防止法についての整理をする中で、身体拘束のない支援の在り方について、理解を深めていくことをねらいとする。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。 | 障害者福祉サポートセンター りとらいいふ 統括施設長 片桐 公彦 氏 |
| | | 【高齢】令和8年2月19日(木) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 75 | 高齢関係事業所に勤務する職員 | 「身体拘束適正化の推進」については、高齢福祉サービス事業所においても普及化されている。本研修では、権利擁護の視点から、身体拘束のない支援の在り方について、理解を深めていくことをねらいとする。 | 認知症介護研究・研修大府センター 山口 友佑 氏 |
| | 精神障害の特性を理解する研修 | 【1回目】令和7年7月1日(火) 10:00~16:00 名古屋市医師会館 | 各100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 前半に精神疾患・障害の基礎知識に触れ、利用者に関わる際の支援者としての心構えや対応のポイントなどを中心に学び、後半に当事者の方やご家族の方から、本人の生の声に耳を傾け、利用者を取り巻く生活環境や気持ち、個人の状況を理解したうえで、精神障害の特性を踏まえた支援について考える機会とする。 | 社会福祉法人 親愛の里 中村区障害者基幹相談支援センター センター長 関戸 久美子 氏 名古屋市民精神障害者家族会連合会 ご家族の皆様 一般社団法人 サイクルサービスなどや 職業指導員 河合 俊光 氏 および当事者の皆様 |
| | | 【2回目】令和7年12月8日(月) 10:00~16:00 名古屋市医師会館 | | | | |
| | 医療基礎知識研修(高齢) | 令和7年8月25日(月) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 80 | 高齢関係事業所職員 | 高齢福祉事業所における利用者・医療機関との関わりの中で、円滑な連携を図れるよう、共通言語として基礎的な医療知識を学ぶ。 | 一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団 名古屋市港・熱田訪問看護ステーション 所長 中村 美喜 氏 |
| | 医療基礎知識研修(障害) | 令和8年1月28日(水) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 100 | 障害関係事業所職員 | 障害福祉施設において、利用者・医療機関との関わりの中で必要となる、医療基礎知識や連携を円滑にする方法を学ぶ。 | 一般財団法人 名古屋市療養サービス事業団 名古屋市港・熱田訪問看護ステーション 所長 中村 美喜 氏 |
| | 薬学基礎知識研修 | 【高齢】令和7年10月30日(木) 10:00~16:00 オンライン研修 | 100 | 高齢関係事業所に勤務する職員 | 利用者の心身の状態と薬の効果・作用等についてよく理解し、正しい知識を身に付けることが大切である。福祉専門職に必要な服薬管理に関する基礎知識及び副作用や相互作用、注意点について学ぶ事で、利用者の安全確保につながる機会とする。 | 名古屋薬剤師会 近藤 満里子 氏 |
| | | 【障害】令和7年12月5日(金) 10:00~16:00 imy会議室 | | | | |
| | 防災研修 | 令和7年10月24日(金) 午前【1回目】10:00~12:30 午後【2回目】13:30~16:00 名古屋能楽堂 | 各50 | 経営者・管理者等 | 参加者施設におけるBCPを共有・意見交換と、講師からの助言に加え、災害ボランティアとして災害支援および名古屋市内での防災活動に取り組む地域住民の多角的な視点から意見・情報を受け合いに学び合うことから、各事業所のBCPの強みや課題について検討し、災害に対する日常の備えや地域との連携について考える機会とします。 | 愛知医科大学看護学部 地域・在宅看護学 教授 佐々木 裕子 氏 愛知医科大学看護学部 臨床実践看護学 講師 橋本 善氏 愛知医科大学看護学部 公衆衛生看護学 講師 二村 純子 氏 認定NPO法人レスキューストックヤード ボランティア看護・福祉チーム 藤井 文香 氏 |
| | アンガーマネジメント研修 | 令和7年12月1日(月) 10:00~16:00 imy会議室 | 100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 怒りや悲しみ等の感情をコントロールし、状況を客観的に見るための方法を学ぶことで、衝動的に感情が高まっても自身で沈静化し適切に対処できる力の向上を目指す。 | 株式会社 日本マネジメント協会 香山 由紀 氏 |
| | 施設・事業所職員向け地域づくり研修 | 令和7年8月20日(水) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 60 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 地域のつながりが希薄化しているなか、地域住民の頼りになるべき施設・事業所における地域づくりの必要性について、実践事例を通して考える機会とする。 | 愛知淑徳大学 福祉貢献学部 福祉貢献学 教授 中村 弘佳 氏 |
| | 排泄ケア研修 | 令和7年10月16日(木) 10:00~16:00 名古屋市医師会館 | 100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 排泄ケアの意義やおむつの果たす役割と上手な使い方など、実践演習を通して排泄介助の負担軽減等、スキルの向上を目指す。 | よりそっと 代表 山本 正子 氏 |
| ターミナルケア研修 | 令和8年1月22日(木) 10:00~16:40 オンライン研修 | 100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 高齢者の終末期を迎える機会が増える中、本人や家族が望む最期を支えるために、介護職としての支援の在り方を見つめ直す。ターミナル期に求められる心構えや役割、多職種連携・家族・職員へのケアなど基礎的な知識を学び、グループワークを通して理解と認識を深める。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部 福祉創造学科 教授 加藤 友野 氏 | |

| 研修体系区分 | 研修名 | 日時・場所 | 定員 | 対象 | 研修のねらい | 講師 | |
|-------------|---|--|---|---|--|---|--|
| | 普通救命研修 | 【1回目】令和7年8月28日(木) 【2回目】令和7年8月28日(木) 【3回目】令和7年8月29日(金) 【4回目】令和7年8月29日(金) 【5回目】令和7年10月21日(火) 【6回目】令和7年10月21日(火) 【7回目】令和7年10月22日(水) 【8回目】令和7年10月22日(水) 【9回目】令和7年12月17日(水) 【10回目】令和7年12月17日(水) 【11回目】令和7年12月18日(木) 【12回目】令和7年12月18日(木) 各回の時間は右記の通り MOBILITY GATE 吹上(全日) | 各20 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 心臓蘇生法や止血法といった応急手当の知識・技術やAEDの使用法について学び、緊急時に対応できる人材を育成する。(12回とも同一内容) 【1回目】【3回目】【5回目】【7回目】【9回目】【11回目】は午前コース 9:30～12:30 【2回目】【4回目】【6回目】【8回目】【10回目】【12回目】は午後コース 13:15～16:15 | 応急手当研修センター 指導員 | |
| | 発達障害研修(基礎編) | 令和7年8月19日(火) 10:00～16:00 名古屋市医師会館 | 100 | 高齢・障害福祉事業所職員 | 自閉スペクトラム症の特性や行動の見方、障害モデルとといった基礎的なことについて学ぶとともに、応用行動分析の入り口の部分を学び、日常の支援に繋げることを目指す。 | アイズサポート 代表 伊藤久志 氏 | |
| 障害福祉職員向け研修 | 分野別研修 | 障害福祉制度研修 | 令和7年9月4日(木) 10:00～16:00 名古屋市医師会館 | 100 | 障害者(児)支援関係業務従事者 | 障害者総合支援法や障害者虐待防止法、差別解消法など制度策定までの時代背景等の基礎知識を学ぶとともに、利用者を支援するにあたっての姿勢を振り返る機会とする。 | 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市総合リハビリテーションセンター 総相談部長 小島一郎 氏 |
| | | 強度行動障害のある人への支援について学ぶ研修 | 令和7年9月22日(月) 10:00～16:00 オンライン研修 | 100 | 障害者(児)支援関係業務従事者 | 強度行動障害の特性に配慮した支援法を学ぶことで、自傷・他害行為を減らし、虐待の防止といった利用者の処遇の向上を目指す。 | 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園 職員の皆様 |
| | | 知的障害研修 | 令和8年1月13日(火) 10:00～16:00 名古屋市高齢者就業支援センター | 100 | 障害者(児)支援関係業務従事者 | 専門職として知的障害の学齢期から就労までの支援者の役割について基礎的内容の理解を深めるとともに当事者のニーズを把握し、それに沿った支援方法を深める。 | 西尾市手をつなぐ育成会 会長 瀧川賢司 氏 特別支援学校 聖母の家学園 小学部教諭 辻和美 氏 |
| | | 発達障害研修(応用編) | 令和7年8月26日(火) 10:00～16:00 名古屋市医師会館 | 100 | 障害者(児)支援関係業務従事者 | 応用行動分析について学び、実践的なアイデアについて意見交換をしていくなかで、必要な支援を具体的に考えることをねらいとする。 | アイズサポート 代表 伊藤久志 氏 |
| | | 放課後等デイサービス研修(幼児・小学生向け) | 令和7年9月1日(月) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 60 | 障害者(児)支援関係業務従事者 | 放課後等デイサービス事業の成り立ち等の背景や職員として必要な視点を再確認するとともに、他機関との連携、利用者及び家族との関わり方や支援方法を学び、職員のスキル向上を目指す。 | NPO あいち障害者センター 理事長 近藤直子 氏 |
| | | 放課後等デイサービス研修(中高生向け) | 令和7年10月7日(火) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 60 | 障害者(児)支援関係業務従事者 | 生育歴、しよがい・特性、発達やいまの環境など本人の視点で「自己紹介」を創造することで、本人のおもいやねがいを共感的に理解するために必要な技術について学ぶ。また、思春期の子どもたち、青年たちに視点をあてて、からだの変化やこころの変化への理解と支援について、学び合うことをねらいとする。 | 日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 木全和巳 氏 |
| | 職種別研修 | 障害福祉サービス運営基準・報酬に関する知識研修 | 令和8年2月5日(木) 10:00～16:00 名古屋市医師会館 | 100 | 障害者(児)支援関係業務従事者 | 令和6年度の法改正・報酬改定を踏まえ、障害福祉サービスの実践が求められる中、利用者中心の地域生活支援と共生社会の実現が共通目標である。本研修では、制度改正を踏まえた全事業共通の運営ポイントや事業別の留意点を再確認し、今後のサービス提供の在り方考える。 | 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市総合リハビリテーションセンター 相談支援部長 小島一郎 氏 他 |
| | | サビ管・児発管のための個別支援計画作成研修 | 【1回目】令和7年9月10日(水) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 【2回目】令和7年11月14日(金) 10:00～16:00 MOBILITY GATE 吹上 | 各50 | サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 | 制度の最新情報及び今後の動向を把握するとともに、利用者の「望み」「生活」を支援するためにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としてどのような視点が必要かを学び、計画作成スキル及び利用者へのサービス向上を目指す。 | 日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 木全和巳 氏 |
| | | サービス等利用計画作成研修 | 令和8年2月18日(水) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 50 | 相談支援専門員 | サービス等利用計画や個別支援計画書は、アメリカ発祥のケアマネジメント技術に基づきプランされる。本研修では、その各思考段階の基礎を学び、参加型演習を通じて即実践に活かせる内容を提供する。初任者はもちろん、現任者の質向上も目指す。 | 社会福祉法人 百千島福祉会 理事長 竹田晴幸 氏 |
| | | 相談支援技術研修 | 令和8年2月2日(月) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 50 | 相談支援専門員 | 多様な業務に迫られる中で効率も重要であるが、まずは利用者一人ひとりのニーズ理解が基本である。本研修では、ソーシャルワークアセスメントの核である「ニーズ主導アセスメント」における仮説生成・検証・共有のプロセスを体験し、明日から現場で実践できるステップを一層に学ぶ。 | 一般社団法人 コミュニティネットハピネス 代表理事 土屋幸己 氏 |
| | | グループホーム世話人等研修 | 令和8年1月14日(水) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 40 | グループホーム世話人等 | グループホームの基礎知識を学び、事例検討を通じて、利用者が安全で安心できる地域やホームなどの環境づくりについて考えるとともに、世話人同士の情報共有・問題の解決法等話し合う機会とする。 | 丹下 靖 氏 |
| | | 就労支援研修 | 令和7年9月29日(月) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 60 | 就労支援事業所従事職員 | 認知行動療法のひとつである、SST(ソーシャル・スキルズ・トレーニング)を学ぶことで、社会生活上で様々な困難を抱える人たちの自己対処能力を高め、自立を支援する技術の習得を目指す。 | 同期大学 社会福祉学部 教授 社会福祉学科長(社会福祉専攻) 精神保健福祉士 吉田 みゆき 氏 |
| 障害児支援基礎研修 | 令和7年9月24日(水) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 100 | 障害児支援関係業務従事者 | 障害児支援の基本的な理念や利用児童それぞれの発達段階に応じた支援方法や保護者とのかわり方を学ぶとともに、利用児童の発達に応じた個別支援計画について確認する。また演習にて、自己の支援内容の振り返りや事業所間の情報交換も行い、障害児支援のさらなる質向上を目指す。 | 社会福祉法人 名古屋キリスト教社会館 佐藤 明裕 氏 社会福祉法人 あさみどりの会 山本 智恵 氏 | | |
| 重症心身障害児支援研修 | 令和8年1月30日(金) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館 | 100 | 障害児支援関係業務従事者 | 障害福祉サービスの多様化に伴い、医療的ケアを必要とする障害児の受入ニーズが増加する中、対応に苦慮する事例が増えている。本研修では、重症心身障害児の対応を専門とする講師を招き、呼吸管理や摂食嚥下などの具体的対応や相談援助技法を学び、受講者のスキル向上と利用者・家族の安心感向上を図る。 | 名古屋市重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」 職員の皆様 | | |

ハローワーク 人材確保対策 コーナー

のご案内



人材確保対策コーナー（人確コーナー）とは・・・
 介護（障害福祉含む）・看護（医療）・保育・運輸・警備・建設の6分野について、仕事を探している求職者と、人材を募集したい企業とのマッチング支援を専門に行っている窓口です。
 名古屋市内の各ハローワークに、人確コーナーを設置しています。

支援内容のご紹介



- ◆求人票の記載方法について、求職者目線でのわかりやすい仕事内容の記載方法など、魅力的な求人票の書き方を提案します。
- ◆求職者と直接話しができる、事業所説明会や就職面接会などを開催します。
- ◆ハローワークに登録されている有資格者や仕事に興味がある求職者等に対して、求人情報の提供など、応募勧奨します。

その他の支援のご紹介

雇用管理改善等コンサルタント

雇用管理に関する課題（従業員の定着、人事管理、職場環境の改善など）について、社会保険労務士に無料で相談できる制度です。

詳細は右記の2次元コードをご確認ください。



求人者支援セミナー

求職者の関心事項やハローワークの活用方法（魅力的な求人票の書き方、助成金について等）についてのセミナーを開催しています。

詳細は右記の2次元コードをご確認ください。



名古屋市内の人材確保対策コーナーご紹介

人材確保対策コーナーでは、就職面接会などのイベントを定期的に開催しております。
 詳細は、下記2次元バーコードをご確認ください。

| ハローワーク | 住 所 | 電 話 番 号 |
|------------|------------------------------------|----------------------|
| ハローワーク名古屋中 | 〒460-0860 名古屋市中区錦2丁目14-25 ヤマイチビル8階 | TEL 052 (855) 3740 |
| ハローワーク名古屋東 | 〒465-8609 名古屋市中東区平和が丘1-2 | TEL 052 (774) 1115 |
| ハローワーク名古屋南 | 〒456-8503 名古屋市中東区旗屋2-22-21 | TEL 052 (681) 1211 |



ハローワーク・

あいち障害者雇用総合サポートデスクは 一般就労に向けた支援のお手伝いをいたします。

◎そろそろ就職を・・・

と、お考えの利用者さんがいらっしゃいましたら、一緒にハローワークへお越し下さい。
ハローワークがチームで支援いたします。

◎私にできる仕事があるかしら・・・

と、お考えの利用者さんがいらっしゃいましたら、ハローワークでは、専門の職業相談員が丁寧にお話をお伺いし、就職活動の支援をいたします。

◎どんな会社が募集しているの・・・

と、お考えの利用者さんがいらっしゃいましたら、募集企業の情報を提供いたします。
また、ハローワークと、あいち障害者雇用総合サポートデスクが連携し、個別に求人を開拓いたします。

◎職場見学・職場実習

応募前に企業の見学・職場実習の支援等を行います。

◎セミナー・面談会などの開催

就労支援のための支援者向けセミナー、企業との面談会等を開催いたします。



あいち障害者雇用総合サポートデスク

名古屋市中村区名駅4丁目4-38 ウィンクあいち17階

TEL052-583-1010 mail:aichi-support@mhlw.go.jp

* あいち障害者雇用総合サポートデスクは、
愛知労働局と愛知県が一体となって障害者雇用に取り組む企業様を支援する行政機関です。

あいち障害者雇用総合サポートデスクでは…

▶「福祉」と「就労」支援セミナー

就労継続支援（A型・B型）事業所の管理者、サービス管理責任者、支援者向けセミナーを実施しています。

「福祉」から「就労」への移行にかかる支援にかかる具体的な支援方法について説明しています。

▶A・B型事業所管理者と企業担当者との面談会

就労継続支援（A型・B型）事業者と障害者雇用を検討中の企業との面談会を実施しています。

上記セミナーや面談会等の情報が必要な事業者の方は、以下のメールアドレスまで件名に「情報提供希望」と明記の上、事業者名、連絡先をお知らせください。

mail: aichi-support@mhlw.go.jp



名古屋市内ハローワーク

| | | |
|------------|------------------|--------------|
| ハローワーク名古屋中 | 名古屋市中区錦2-14-15 | 052-855-3740 |
| ハローワーク名古屋東 | 名古屋市名東区平和が丘1-2 | 052-774-1115 |
| ハローワーク名古屋南 | 名古屋市熱田区旗屋2-22-21 | 052-681-1211 |

令和8年3月

各関係施設・事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害者支援課長

令和8年度 防災訓練（情報伝達訓練）の実施について

本市においては、毎年、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」を実施しております。健康福祉局においても、その一環として、民間の各施設・事業所を対象に、防災意識の高揚と防災体制の強化を図ることを目的として、情報伝達訓練を行いますので、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

1 対象施設・事業所

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に限る。）、地域活動支援事業所、福祉ホーム

2 防災訓練の概要（情報伝達訓練） ※下記は令和7年度実施内容

(1) 実施時期

9月上旬頃（令和8年度はアジア・アジアパラ競技大会の実施があるため、時期が例年と変更になる可能性があります。）

(2) 実施内容（情報伝達訓練）

- ① 大規模地震が発生したとの想定のもと、地震に関する情報を障害者支援課から、FAX及び電子メールにより各施設等へ伝達する。
- ② 各施設等は、FAX等の受信後、ただちに職員や利用者に情報を伝達するとともに、施設等の被害状況の確認等を行う。
- ③ 各施設等は、訓練実施後、問題点や反省点等について振り返りを行い、所定の様式により、障害者支援課へ報告する。

3 参加を希望する場合の連絡方法

参加を希望する各施設等は、電子メールにより、下記の連絡先に、件名に「令和8年度防災訓練に参加を希望します」と入力の上、「事業者番号」「施設・事業所名（サービス種別を含む）」「FAX番号」「メールアドレス」を送信してください。

期日：令和8年5月29日（金）

連絡用メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※本メールアドレスは、訓練以外では使用しませんので、ご注意ください。

4 その他

詳細は、参加各施設等あてに電子メールでご連絡します。（令和8年8月頃予定）

（障害者支援課推進担当 TEL：052-972-2558）

大規模災害時における安否確認に係る情報提供のお願い

災害時に、障害者の安否確認の支援を円滑に進めるために、各施設・事業所におかれましては、利用者の安否情報に係る本市への提供について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

利用者の安否確認

1 安否確認の範囲

障害者総合支援法に基づく各施設・事業所の名古屋市内のサービス利用者

2 情報提供を求める災害

名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した地域、あるいは避難勧告が発令された災害が発生した地域がある場合

3 事前準備

- ① ウェルネットなごやから「様式1 安否確認結果報告書」をダウンロードし入手
- ② 「安否確認結果報告書」に、安否確認対象者の「氏名」「フリガナ」欄等を入力
- ③ 電子メールのアドレス帳に報告用メールアドレスを、ファックスに報告用FAX番号を登録
- ④ パソコンが使用できない状態となった場合に備えて、紙を出力し適切に保管

報告用メールアドレス (anpi@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)
報告用FAX番号 (052-972-4149)

4 災害時の対応

- ① 「安否確認結果報告書」の“確認日時”“身体等の状況”“現在の居所”“備考”欄を入力又は記入。
- ② 「安否確認結果報告書」を、電子メールもしくはFAXにより送信
- ③ 「安否確認結果報告書」により報告した安否情報について、新たな情報を入手した場合は、送付回数を記入した上で、再送信

5 利用者への説明

大規模災害時に、本市へ安否情報を提供する場合があることについて、事前に利用者へご説明いただきますようご協力をお願いいたします。

障害者支援施設(入所)・共同生活援助・短期入所・療養介護施設

1 内容

障害者支援施設(入所)・共同生活援助・短期入所・療養介護施設においては、「利用者の安否確認」とあわせて「施設等の被災状況」を、取り急ぎFAXにてご報告ください。

2 報告対象

「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」

※詳しくは、ウェルネットなごやをご覧ください。

障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の 「災害時情報共有システム」への登録に関するお願い

令和3年度から厚生労働省にて運用を開始している「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）は、主に災害発生時の被害状況等の把握・共有を目的として活用されております。そのため、被害状況を踏まえた支援を実施するためにも、システム上へ各事業所の緊急連絡先等の情報を登録する必要であることから、災害時情報共有システムへの登録に必要な事業所情報をご回答頂きますようご協力をお願いいたします。

1 回答対象事業所

名古屋市内にある全ての障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援事業所等

※ すでに災害時情報共有システムの登録について回答いただいている事業所を除く。

2 回答方法

① ウェルネットなごやから「災害時情報共有システム登録様式」をダウンロードし入手

② 「災害時情報共有システム登録様式」に必要事項を記入

③ 「災害時情報共有システム登録様式」を以下のアドレスまでお送りください。

提出先メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ 複数の事業所を運営されている法人におかれましては、法人でまとめて回答いただいてもかまいません。

※ 提出の際のファイル名は「【法人名】災害時情報共有システム登録様式」としてください。

3 システムへの登録について

様式により回答いただいた情報をもとに、名古屋市で一括して災害時情報共有システムへの登録を行います。

各事業所から直接システムへの登録は行えませんのでご了承ください。

また、登録まで時間を要する場合がございますのでご了承ください。

(障害者支援課推進担当 TEL972-2558)

【ウエブネットなごや該当ページへのアクセス手順】

- 手順① ウェブネットなごやのトップページ「事業者の方へ」をクリックする。
- 手順② 「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等」をクリックする。
- 手順③ 「運営に関するお知らせ」をクリックする。

トップ 各種サービス・制度を利用するには 各古屋市の障害者福祉施策 事業者の方へ

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務

障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務

- 障害福祉サービス事業所の指定・変更、加算の届出等
- 移動支援、指定活動支援、事業計画運営福祉サービス、障害者参加研修事業等登録（更新）等
- 障害者施設について
- 運営に関するお知らせ
- 障害者施設等支援の事業者指定・登録等

各種サービス・制度を利用するには 各古屋市の障害者福祉施策

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務

障害福祉サービス事業所の指定・登録・請求事務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業所の新規指定申請や各種届出についてご案内します。

新規指定の申請や変更等の受付について

事前相談、申請等の受付方法や申請、届出の期限についてお知らせします。

事業所の新規指定申請の手続きについて

障害者総合支援法の対象となるサービスを提供する事業所・施設については、事業所・施設の所在地が各古屋市内の場合、各古屋市長の指定を受ける必要があります。

詳しくは「指定申請の手引き」をご覧ください。

事業所の更新申請の手続きについて

指定の有効期間は6年を経過するため、指定日から5年を経過する事業者は、更新の手続きを行っていただく必要があります。

法人等に更新のご案内をさせていただきます（有効期間満了の約1か月前に発送いたします）。

事業所の更新申請の手続きについて

TOP 各種サービス・制度を利用するには 各古屋市の障害者福祉施策 事業者の方へ

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 運営に関するお知らせ

運営に関するお知らせ

集回指導における配布資料

新規指定事業者向けのガイドブックや定期的に開催する集回指導での配布資料を掲載しています。

事業所運営上の留意事項

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務

障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務

障害者施設等支援の事業者指定・変更、加算の届出等

移動支援、指定活動支援

TOP 各種サービス・制度を利用するには 各古屋市の障害者福祉施策 事業者の方へ

事業者の方へ

TOP > 事業者の方へ > 障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 > 運営上の留意事項

運営上の留意事項

法令順守

防火・防災・防犯対策

健康管理（幹中症予防、集中予防、インフルエンザ等感染症対策など）

手順⑤ 「防火・防災・防犯対策」をクリックし、ページの下の方へスクロールする。

手順⑥ 利用者の安否確認 → 「様式1 安否確認結果報告書」

手順⑦ 障害者支援施設（入所）・共同生活援助・短期入所・療養介護施設の被害状況 → 「報告様式」

手順⑧ 障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の「災害時情報共有システム」への登録について → 「災害時情報共有システム登録様式」

大規模災害時における利用者の安否確認に係る情報提供のお願い

大規模災害時にご利用の安否情報を、本庁へ可能範囲でご提供ください。

大規模災害時における安否確認に係る登録届出の取組（PDF形式:80KB）

様式1 安否確認結果報告書（XLS形式:133KB）

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況に係る情報提供のお願い

対象施設 障害者支援施設（入所）、共同生活援助、短期入所、療養介護施設

対象対象 障害者支援施設に属しない災害のある重大な建築物が発生した場合や「人的被害が発生した場合には、取り急ぎFAXにて報告ください。」

報告書様式_006(XLS形式:20KB)

届出書様式_206(XLS形式:24KB)

届出書記載事項.pdf(PDF形式:57KB)

通知文.pdf(PDF形式:135KB)

社会福祉施設.pdf(PDF形式:38KB)

障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の「災害時情報共有システム」への登録について

令和2年度から厚生労働省にて運用を開始している「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）は、主に災害発生時の障害者施設等の把握、共有を目的として活用されています。そのため、被害状況を踏まえたと支援を実施するためにも、システム上へ各事業所の緊急連絡先等の情報を登録する必要があります。ことから、災害時情報共有システムへの登録に必要な事業所情報をご回答いただきますようお願いいたします。

「障害者施設等災害時情報共有システム」の登録について.pdf(PDF形式:137KB)

- 1 回答が義務です
- 2 回答方法

各古屋市庁内にある全ての障害者施設及び障害児通所支援事業所等 ※ すでに災害時情報共有システムの登録について回答済みの方は、登録を省略してください。

以下のExcelファイル「災害時情報共有システム登録様式」に必要事項を入力した際、Excelファイル本メールに添付の上、以下のアドレスまでお送りください。掲載の事業所を登録されている法人におかれましては、法人ごとの回答をお願いいたします。

災害時情報共有システム登録様式_XLS(XLS形式:12KB)

提出先:ワークシート「登録情報共有システム登録様式」<regis@city.yokkaie.lg.jp>

※ 提出の際のファイル名は「[法人名] 災害時情報共有システム登録様式」としてください。